R6.4

各務原市　産後ケア事業

対象者

流産、死産を経験された産婦の方（産後 12 か月未満、各務原市に住民票がある方）
※感染症にかかっている方や専門的な医療が必要な方は利用できません。

内容

〇産婦さんの心身のケア
〇産後の生活のアドバイス　など

【宿泊型】※24 時間以内
（例）

10 時	—	12 時	—	18 時	—	20 時	—	—	—7 時	—	10 時
入所		昼食		夕食		就寝			朝食		退所
各種ケアや相談、指導									各種ケアや相談、指導		

【通所型】※7 時間以内
（例）　10 時 — 12 時 — 16 時
通所　昼食　退所
各種ケアや相談、指導

【訪問型】※3 時間以内
（例）　9 時 — 12 時　又は　13 時 — 16 時
各種ケアや相談、保健指導

利用料金等

メニュー	宿泊型	通所型	訪問型
実施場所	市が指定する助産院や医療機関に宿泊	市が指定する助産院や医療機関に通所	自宅に助産師が訪問
利用可能日数	6 泊 7 日まで	6 日まで	6 日まで
利用料金	1 泊 2 日　5，000 円 （24 時間以内・3 食付） ※生活保護世帯の方、市町村民税非課税世帯の方は 1,500 円。 ※食事をキャンセルされても利用料金は変わりません。	1 日　3，000 円 （7 時間以内・1 食付） ※生活保護世帯の方、市町村民税非課税世帯の方は無料。 ※食事をキャンセルされても利用料金は変わりません。	1 日　2，250 円 （3 時間以内） ※生活保護世帯の方、市町村民税非課税世帯の方は無料。

利用方法

原則、利用を希望される日の 3 日前までに（土日祝日、年末年始、時間外除く）下記まで申請してください。

＊利用までの流れ＊

電話等で相談　⇒　申請（申請書、アンケートの記入）
⇒　本人またはご家族との面接等（体調や意向などを聞き取り）
⇒　利用決定　⇒　産後ケア事業の利用

【お問合せ】
各務原市子ども家庭支援課（市役所 1 階）
こども家庭センター「クローバー」
TEL　058－383－7204